

収蔵品の翻刻（活字化）掲載について

公益財団法人前田育徳会が所蔵する収蔵品の翻刻（活字化）掲載する場合は、下記の利用条件等を遵守いただくことが前提となります。必ずご確認のうえ、お申し込み下さい。（画像利用をご希望の方は「収蔵品の画像利用について」をお読み下さい。）

利用料は、活字化する収蔵品および文字数等により異なります。
詳細はお問い合わせ下さい。

【利用許可の対象者】

本会は、利用条件等を遵守する次のような利用希望者に利用を許可する。

- ①利用希望者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
- ②利用者希望が、本会の定める手続を踏むこと。

【利用条件】

本会は、次の条件により、収蔵品の翻刻掲載を許可する。なお、利用条件に違反した場合、本会は今後の申し込みに対して画像利用を許可しない。

- ①翻刻掲載とは、収蔵品の底本利用および校合利用をいう。
- ②利用許諾は、翻刻掲載承諾書に記載した利用者、利用目的、利用回数、利用期間、利用方法等に限定する。承諾書中の利用内容に変更が生じる場合は、変更前に必ず本会の許諾を得ること。
- ③公序良俗に反する目的、その他違法な目的、収蔵品のイメージを傷つけるような利用は出来ない。
- ④利用料等を支払うこと。
- ⑤翻刻掲載した成果物を提出すること。
- ⑥本会が所蔵する収蔵品である旨を明示すること。
- ⑦キャプションおよび説明等は、十分確認のうえ記載すること。万一、キャプションや説明等に係る問題が生じた場合は、利用者の責任において解決すること。
- ⑧再版、改訂、増補、再放送、二次使用等、利用後にふたたび翻刻掲載を希望する場合は、あらかじめ申請し本会の許諾を得ること。
- ⑨上記のほか、利用内容に応じて定める利用条件を遵守すること。
- ⑩承諾書に記載する内容の範囲を超えて利用した場合、または利用条件に違反した場合は、利用許諾を取り消し、利用を差し止める。これにより損害が生じた場合は、生じた損害を利用者が賠償する。

【提出の際の注意事項】

- ①お申し込み内容1件につき、1通の申込書の提出が必要となります。
例) 収蔵品Aの翻刻を書籍a(机上版)と書籍a'(普及版)に利用。→2通の申込書を提出。
収蔵品Bの翻刻を研究雑誌bとWEB版研究雑誌b'に利用。→2通の申込書を提出。
- ②申込書はコピー可能です。
その際は、本紙も必ずコピーし、申込書に添えてお申し込み下さい。
- ③申し込みは、郵送で受け付けます。ファックス・メールでは受け付けません。
- ④利用料は、利用する収蔵品および利用方法等により異なります。
- ⑤承認までにかかる時間は、約1～2週間です。時間に余裕を持ってお申し込み下さい。

*手続きについてご不明点がありましたらお問い合わせ下さい。

〒153-0041 目黒区駒場4-3-55 電話03-3467-0263
公益財団法人前田育徳会（担当：加藤）